

核燃料物質使用施設等の申請に係る許認可希望の優先順位について
(その2)

令和3年11月19日
日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括部

令和3年10月22日に実施した原子力規制庁研究炉等審査部門との面談において、原子力機構の核燃料物質使用施設及び人形峠環境技術センター加工施設（以下「核燃料物質使用施設等」という。）に関する申請の内、令和3年度中に許認可を希望する最優先の申請について回答した（10月22日面談資料優先順位1～2）。

本資料は、10月22日の面談で示した優先順位3の案件に加え令和4年度初めの申請予定の申請案件も含めた優先順位について整理したものである。

1. 核燃料物質使用施設等に関する優先順位

優先順位3（表1）

（1）申請中の申請案件の内、審査が進んでいる申請

優先順位4（表2）

（2）許認可が遅れることで外部機関等に影響がある申請案件の内、許認可期限が定まっている申請

（3）廃止措置を進める施設での設備解体等に関する申請

優先順位5（表3）

（4）外部機関等に影響がある申請案件の内、許認可期限が現時点で定まっていない申請

優先順位6（表4）

（5）優先順位3～5に該当しない申請

※優先順位1～2申請については10月22日の面談で示した通りであることから本資料では省略する。

2. その他

- 10月22日の面談にて示した、原子力科学研究所使用施設保安規定変更認可申請（10月22日面談資料 申請番号⑥）の申請時期は日本原電との調整中のため、現時点で未定である。
- 今後、優先順位等の見直しを行う場合は、別途連絡する。

以上

